

「中国会社登記における外国人役員本人確認強化」

---

中国市場監督管理局は、「経営主体登記文書規範（2026年版）」および「経営主体登記提出資料規範（2026年版）」を公布し、2026年5月1日より施行しています。

今回の改訂では、2024年施行の新会社法への対応に加え、会社登記手続における「実名確認（实名认证）」の強化等が盛り込まれており、近年の実務運用の流れを制度面から整理する内容となっています。

近年、中国では会社設立・役員変更・抹消等の各種登記手続において、法定代表者や董事、監事、代理人等に対する本人確認要求が厳格化する傾向が続いています。

特に外国人が関与する案件では、実名確認対応が実務上の論点となるケースも増えており、地域によっては現地で本人確認対応を求められるケースも見られます。

本人がパスポートを手に持った写真などの提出等については、既に一部地域で運用されていましたが、最近では、これまで求められてこなかった新任董事・監事のパスポート原本、もしくはパスポートコピーに対して日本でアポストイーユ認証を取得した資料の提出を求められるケースも見られるようになってきています。外国人役員変更時の実務負荷は以前より高まっている印象です。

中国では近年、会社登記実務において「電子化」と「本人確認強化」が並行して進められています。

今後も地域ごとの運用差異は残ると考えられますが、外国人役員が関与する登記案件については、必要書類や本人確認方法を事前に確認したうえで、余裕を持って準備を進めることが重要と考えられます。

---

私たち愛知県江蘇省サポートデスクでは、現地で事業展開をされている愛知県企業の皆さまにとって有益な情報をお届けするとともに、企業同士のつながりや情報交換の機会を広げていけるよう努めてまいります。今後も、皆さまの課題や関心に寄り添った情報提供や交流の場づくりを進めてまいりますので、ぜひご活用いただければ幸いです。